

## 第4章 具体施策の展開

---

---

### 1 就業支援

#### ア ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

- ひとり親家庭の親等に対する、就業相談、就職情報の提供、就業支援講習会、無料での職業紹介など一貫した就業支援サービスを行い、個々の事情に応じたきめ細かな相談に応じ、ひとり親家庭等に対する総合的な就業支援を推進します。
- 就業支援講習会については、ひとり親家庭等の就業に有用な高い技術・資格取得の講座を開催し、就業能力開発の機会を提供します。
- 在宅での就業を希望するひとり親家庭の親等に対し、在宅就業に関するセミナーを実施します。また、在宅就業者として就業開始間もない時期などに、仕事の受注、検品、納品等に関する基本的なノウハウを提供するなど、さまざまな働き方を選択できるよう支援します。
- 個別に社会福祉法人や民間企業を訪問するなどによりさまざまな職種の求人開拓を行うなど紹介機能の充実を図り、さらなる就業実績の向上をめざします。
- ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業と、区保健福祉センターの母子・父子自立支援員並びに区における関係機関・団体との連携を図ります。大阪市しごと情報ひろばやおおさか人材雇用開発人権センター（C-S T E P）、大阪市地域就労支援センター事業など就業に関わるさまざまな機関との連携を強化します。

#### イ 区保健福祉センターにおける就業相談

- 各区保健福祉センター・福祉業務担当において、就業支援の専門的知識を持つひとり親家庭サポート者が、就職、転職、技能習得など、就業に関わるさまざまな相談に応じ、就職情報の提供や就職活動の援助を実施するなど、自立支援プログラム等に基づき、継続的・計画的な支援を行います。また、ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携して就業相談を実施するとともに、ハローワークなどの関係機関・団体との連携を図ります。
- 大阪労働局との協定に基づき実施している、「生活保護受給者等」に対して就労支援を一体的に実施する事業により、11区では区役所内にハローワークの常設窓口があるため、生活保護受給者等就労支援事業を活用し職業相談・職業紹介、カウンセリングなど、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を実施するとともに、区役所内で連携しながらきめ細かな支援を実施し、雇用・就労を実現します。

## ウ しごと情報ひろば総合就労サポート事業による職業相談・職業紹介

- 市内4か所の「しごと情報ひろば」において、職業相談・職業紹介、カウンセリングなど、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を実施し、雇用・就労を実現します。
- このうち、天下茶屋・西淀川・平野の3か所では、ハローワークコーナーが併設されハローワークの豊富な求人情報を活用し、就労相談から職業紹介につなげます。
- また、しごと情報ひろばクレオ大阪西・マザーズでは、子育てのためやむなく離職された女性やひとり親家庭の親等で就職を希望される方に対し就労相談を行うとともに、それぞれのニーズに応じて地域に密着した職業を紹介するなどの支援を行っています。乳幼児（生後6ヶ月から就学前）連れでも安心して職業相談やセミナーを受けられるよう保育士が常駐し、一時保育を実施します。
- 地域就労支援事業では、働く意欲がありながら、様々な就労阻害要因をお持ちの方に対し、大阪市地域就労支援センターや、市民にとって身近な区役所などにおいて、就労相談を行い、地域の就労支援関係機関と連携しながら、就労につなげます。

## エ ひとり親家庭自立支援給付金事業

- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金  
安定した就労をめざし、仕事に必要な資格や技術を身につけるため、指定された教育訓練給付講座を修了したひとり親家庭の親に対し、受講費用の一部を助成します。
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等  
看護師、保育士など経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間の生活の安定を図るため、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等を支給します。
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業  
ひとり親家庭の親ならびに子が、高等学校卒業程度認定試験の合格をめざす場合において、民間事業者などが実施する対象講座を受講し、修了した場合、また高卒認定試験に全科目合格した場合に給付金を支給します。

#### **オ ひとり親家庭専門学校等受験対策事業**

- ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金

ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得のため、養成機関の入学をめざして専門学校等受験対策講座を受講する場合、受講費用の全額（上限あり）を支給します。

- 専門学校受験対策講座

一時保育が必要なひとり親に対応するため、愛光会館において、（准）看護師資格取得の養成機関への入学するための受験対策講座を実施します。

#### **カ 総合評価一般競争入札（政策提案型）の実施**

- 入札の評価項目として、価格評価に加え、技術的評価・公共性評価を設定し、価格だけでなく総合評価により落札者を決定する総合評価一般競争入札（政策提案型）を活用し、母子家庭の母等の雇用促進に努めます。

#### **キ 母子父子福祉団体等への優先的な事業発注**

- 地方自治法の規定により、母子父子福祉団体からの役務の提供を受ける契約において随意契約によることができる制度を活用し、母子家庭の母等の就業機会の創出に努めます。

#### **ク ひとり親家庭等の雇用の促進及び啓発・情報提供の推進**

- ひとり親家庭等の就職に際し、公正な採用選考が徹底されるよう、企業啓発を推進します。
- ひとり親家庭等の雇用促進のため、ひとり親家庭等就業支援関係機関と連携し、企業への働きかけを推進します。
- 大阪市において会計年度任用職員等を雇い入れする際、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに求人登録し、ひとり親家庭等の雇用の促進を図るよう取り組みます。
- 公共職業安定所（ハローワーク）から事業主に対して支給される、母子家庭の母等を継続して雇用する労働者として雇入れた際に賃金の一部を助成する特定求職者雇用開発助成金やひとり親家庭の親を一定期間試行雇用（トライアル雇用）した際に支給される試行雇用奨励金の積極的な活用を図りながら、企業に対しひとり親家庭等の雇入れを促進するよう働きかけます。

#### **ヶ 企業における女性活躍の推進**

- 「意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり」「仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）支援」「男性の育児や家事、地域活動への参画支援」について積極的に推進する企業等を、本市が一定の基準に則り認証し、当該の企業等が社会的に認知されることでその取組が広く普及するよう、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業を実施します。

#### **コ 雇用環境の整備**

- 大阪の政労使が一体となった「大阪働き方改革推進会議」に参画し、長時間労働の是正や雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための周知徹底、多様な人材の活躍促進に向けた必要な取組を連携して実施し、雇用環境の整備を促進します。

#### **サ 多様な働き方の実現**

- 国・大阪府と連携し、子育て中の労働者等において、仕事と家庭生活の両立が促進されるよう、在宅ワークや夫向けのセミナーの開催、企業に対しては、テレワーク等、諸制度の周知や、セミナー等による啓発を通じて、多様な働き方の実現をめざします。

## 2 子育て・生活支援

### ア 保育所等の入所時における利用調整基準への配慮

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法では、保育所等の入所にあたって、ひとり親家庭を優先的に取り扱うことが明文化されるとともに、国通知において、離婚等の直後にある者であって生活の激変を緩和する必要がある場合は優先的に取り扱うこと、また、求職活動、職業訓練等を行っている場合は就労している場合と同等の事情にあるものとして優先的に取り扱うことなどが、示されています。ひとり親家庭の就業や求職活動を支援するため、法の趣旨をふまえ、今後とも保育所等の入所における利用調整基準への配慮に取り組みます。

### イ 保育所等入所枠の計画的な確保

- 大阪市こども・子育て支援計画をふまえて、引き続き保育所等入所枠を計画的に確保します。

### ウ 延長保育事業、休日保育、夜間保育、一時預かり事業、病児・病後児保育事業

- 社会状況の変化や就業形態の多様化に伴って交代制勤務や土・日曜日の勤務などの勤務形態を伴う職場も多く、ひとり親家庭の就業先選択においては、子育て支援サービスの充実が大きな要素となります。保護者の個々のニーズにきめ細かく対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、一時預かり事業など多様な保育サービスを推進します。
- 保育所等入所児等が、病気または病気の回復期で保育所等での集団保育が困難な場合に、こどもを一時的に保育します。

### エ 子どものショートステイ事業

- 就学前のこどもを持つ保護者が、疾病や育児不安等で子どもの養育が困難になった時に1週間以内を原則として、宿泊を伴う形でこどもを預かる子どものショートステイ事業を推進します。

### オ 幼稚園の一時預かり事業

- こども・子育て支援新制度における幼稚園では、保護者の就業ニーズ等に対応するため、幼稚園での教育時間終了後や長期休業中に一時預かり事業（預かり保育）を実施します。

## **力 地域子育て支援拠点事業**

- 家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応するため、地域において乳幼児及びその保護者の相互の交流を促進する子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感などを緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

## **キ 養育支援訪問事業**

- 出産後まもない時期の家庭やひきこもりなど家庭養育上の問題を抱える家庭など、さまざまな原因で養育支援が必要な家庭に対して、児童の健全育成と児童虐待の未然防止を図るため、助産師等の専門職による、育児に関する指導や、子ども家庭支援員による育児相談、エンゼルソポーターによる家事支援などを行うきめ細かな訪問型の子育て支援を実施します。

## **ク ファミリー・サポート・センター事業**

- 子育てに関する市民の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を市内 24 か所の各区こども・子育てプラザにおいて推進します。

## **ケ 地域における子育て活動の支援**

- 地域の主任児童委員等が中心となって子育て家庭を支援するため実施している子育てサロンや、子育て中の親たちが集まって交流・情報交換等を行うサークル活動など市民の多様な子育て活動を支援します。

## **コ 放課後児童施策の推進**

- ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援するためには、小学生等の児童の放課後における健全育成を図ることが重要です。そのため、放課後における児童の健全育成を目的に引き続き児童いきいき放課後事業や留守家庭児童対策事業を推進します。

## **サ ひとり親家庭等日常生活支援事業**

- ひとり親家庭の親又は寡婦が技能習得のための通学、就職活動、残業など自立促進に必要な事由、又は疾病、冠婚葬祭など社会通念上必要な事由により一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、支援員の居宅で保育したりするなど、その生活を支援します。

#### **シ ひとり親家庭等生活支援事業**

- ひとり親家庭等が直面する諸問題の解決や子どもの精神的安定を図るため、生活支援講習会などを行うひとり親家庭等生活支援事業を引き続き推進し、地域の実情やひとり親家庭の親と子・寡婦のニーズに応じた支援を進めます。

#### **ス 母子生活支援施設における支援の充実**

- 母子生活支援施設について、母子家庭が安心して生活できる環境を整えるとともに、母子家庭の母に対する就業相談や生活指導、子どもの健やかな育成のため施設内保育の実施を推進するなど、その就業自立に向けた支援の充実を図ります。
- 母子生活支援施設を退所した母子に対し関係機関によるネットワークを活用した支援を継続して行うことにより、地域における母子の自立生活を支援します。

#### **セ 市営住宅の優先入居**

- 市営住宅の優先入居について、引き続きひとり親住宅・子育て世帯向け住宅などの募集を実施し、居住の安定を図ります。

#### **ソ 民間住宅への入居支援**

- 子育て世帯をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録等を推進します。

#### **タ 大阪市こどもサポートネット**

- 支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があるので、支援の必要なこどもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進していきます。

#### **チ スクールカウンセラーの配置**

- 「いじめ」「不登校」などといった学校教育の抱える課題に対応し、相談・指導体制を充実させるとともに、その未然防止や早期発見・早期解決を図るため、スクールカウンセラーを全中学校に配置し、こどもたちの心の相談にあたります。

#### **ツ メンタルフレンド訪問援助事業**

- 引きこもり・不登校児童等の家庭に、兄・姉世代の大学生等をメンタルフレンドとして定期的に派遣することによって、遊びや対話を通じて情緒の安定を図るとともに、自主性や社会性の伸長を援助します。

#### **テ 不登校児童等に対する通所事業**

- こども相談センターにおいて、不登校児童等に対して、一元的・体系的に通所事業を実施し、不登校の原因や子どもの状況に応じた相談と支援を充実します。

#### **ト 児童虐待防止の取組の推進**

- 各区に設置した要保護児童対策地域協議会において、構成機関・団体の情報交換を活発化し、連携を強化するとともに、地域レベルのネットワークを構築し、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、虐待を受けた子どもの自立支援の取組を推進します。
- 対応が困難な児童虐待事例に対して、こども相談センターを中心として、関係機関や弁護士・医師などの専門職との連携を強化していきます。
- 虐待を受けた児童や保護者を対象とした、個別あるいはグループでのカウンセリングを行い、こころのケアに努めます。
- 市民や子育て家庭に関わるさまざまな機関に対して、積極的な児童虐待防止キャンペーンを行い、行政や市民一人ひとりが子どもを守り、子育て家庭を支援する取組を推進します。

#### **ナ こどもへのさまざまな体験と学習機会の提供**

- 地域の資源・人材を活用し、こども達の個性、興味、関心などに応じた自然体験や文化・スポーツ体験など多様な体験と学習の機会を提供して、感受性・表現力・コミュニケーション能力・思考力・創造力を高め、夢と希望を持って自分の人生を切り開いていくための力をはぐくみます。

#### **ニ 塾代助成事業**

- 子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、一定の所得要件を設け、市内在住中学生の約5割を対象として学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室等の学校外教育にかかる費用を月額1万円を上限に助成しています。

### **3 養育費確保に向けての支援**

#### **ア 広報・啓発活動の推進**

- 養育費の受け取りは子どもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機となるよう、啓発のためのパンフレットを作成し、各区住民情報事務所管課において離婚届とともに配付するなど、引き続き広報・啓発活動を推進します。

#### **イ 区保健福祉センターでの相談・情報提供**

- 区保健福祉センターにおいて、ひとり親家庭サポーターが、文書での養育費の取り決め方法や、離婚に際してあらかじめ必要な知識の取得など様々な悩みに対応した相談を実施し、養育費の確保に関する情報提供を行います。また、養育費の取り決め等のために家庭裁判所等に一人で行くことが不安な方については、必要に応じ同行支援も行います。
- ひとり親家庭の親からの養育費についての相談に応じるため、区保健福祉センターの母子・父子自立支援員などの相談員に対し、養育費に関する研修を実施し、引き続き相談技能の向上に努めます。また、児童扶養手当現況届提出時などさまざまな機会をとらえ、養育費の確保に関する情報提供を行います。

#### **ウ 専門相談の実施**

- 養育費の履行の確保においては、複雑な法律上の問題が絡んでくることが少ないうことから、弁護士による法律相談をひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の相談事業として引き続き実施します。
- 大阪弁護士会と連携し、「離婚・養育費」に関する専門相談を年48回、区保健福祉センターにおいて実施します。また、ひとり親家庭サポーターによる事前相談により、状況に応じて、個別に弁護士事務所での随時の訪問相談を行います。

#### **エ 各種補助金による支援**

- 公正証書、調停調書等作成にかかる本人負担分を補助し、ひとり親家庭等の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進します。
- 民間保証会社と養育費保証契約の締結にかかる本人負担費用（保証料）を補助し、養育費の履行確保を促進します。

## 4 経済的支援

### ア 児童扶養手当の支給

- ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当制度に関する情報提供を推進するとともに、関係職員に対する研修の充実などに努めます。
- 平成 20 年度から児童扶養手当の受給を開始してから 5 年または支給要件に該当してから 7 年を経過した方に対して一部支給停止措置が実施されていることから、児童扶養手当に係る現況届などの届出時に、必要に応じて生活に関する相談や情報提供を積極的に行うなどひとり親家庭の自立支援に努めます。
- 児童扶養手当法の改正に伴い、平成 22 年 8 月分から、母子家庭に加え父子家庭についても、児童扶養手当の支給を行っています。
- 平成 26 年 12 月から公的年金等を受給できる場合でも、年金額が児童扶養手当を下回るときはその差額分の手当を受給できるようになりました。
- 平成 28 年 8 月から第 2 子、第 3 子以降の加算額が拡充され、平成 29 年 4 月から加算額についても物価スライドが適用されるようになりました。
- 平成 30 年 8 月より全部支給の所得制限限度額が引き上げられました。
- 手当の支払回数について、令和元年 11 月から奇数月に 2 か月分ずつ年 6 回の支払いに変更されました。

### イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業

- 身近な相談窓口である各区保健福祉センターにおいて、ひとり親家庭等の自立促進に向けて、貸付金制度に関する情報提供を積極的に行うとともに、関係職員に対する研修の充実等や、適正な貸付業務の実施に努めます。
- 貸付を行うにあたっては就業や自立に向けた相談に応じ、資金の貸付が借受人の自立に結び付くように支援します。
- ひとり親家庭のこどもたちの教育機会の確保や修学を支援するため、修学資金や就学支度資金の活用について制度の周知に努めます。

### ウ 医療費助成制度

- 疾病の早期発見と治療の促進、経済的負担の軽減を目的に、保険診療にかかる医療費の自己負担の一部を助成するひとり親家庭医療費助成制度及びこども医療費助成制度を実施し、費用負担の軽減を図ります。

## **エ 寡婦控除等のみなし適用**

- 未婚のひとり親家庭でも既婚のひとり親家庭でも、家庭の状況は同じであり、こどもに責任はなく平等であるべきことから、婚姻歴のないひとり親家庭が利用する子育てや福祉のサービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦控除等のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担を軽減します。

## **オ 自転車駐車場の利用料金割引**

- ひとり親家庭の世帯員（1名に限る）が駐輪場を利用する場合、一時利用回数券・定期利用料金を半額にすることにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。

## **カ こどもの教育・就学（修学）支援**

- 経済的な理由により市立小・中学校への就学が困難な児童・生徒の就学を確保するため学校教材費等の援助を行う就学援助制度について、今後とも事業の推進を図ります。
- 経済的理由のために高等学校等の修学が困難な生徒に給付型の奨学費を支給する奨学費制度について、今後とも事業の推進を図ります。
- 市立の高等学校授業料については下記のとおりです。
  - ・平成 26 年度以降の新入生…高等学校等就学支援金（授業料と同額）が支給される場合、授業料は事実上、徴収しない
  - ・平成 26 年度以前の在学生…不徴収

## 5 サポート体制の充実

### ア 区保健福祉センター等における相談・情報提供

- 各区保健福祉センターにおいて、ひとり親家庭の専門窓口であり、就業支援の専門的知識を持つひとり親家庭センターが、ひとり親家庭等が抱える生活上の問題を含めた相談及び情報提供を行い、母子・父子自立支援員と連携し、就業や自立に結びつくよう支援します。
- また、離婚を考えている方に対して、離婚に関する悩み等に寄り添いながら、離婚前相談を行い、ひとり親家庭となった場合の今後の生活全般や仕事に関する相談、養育費の相談及び情報提供を行います。必要に応じ、家庭裁判所や弁護士事務所などへの同行支援を実施し、安心して相談できるようにします。
- 各区保健福祉センターの母子・父子自立支援員が、効果的な相談・情報提供を行い、ひとり親家庭等が気軽に相談できるよう窓口体制の整備に努めます。
- 研修などにより、ひとり親家庭等福祉相談所の機能充実を図るとともに、区保健福祉センターの母子・父子自立支援員との連携を推進します。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）被害を受けた母子家庭等については、区保健福祉センターにおいて、母子・父子自立支援員やDV相談担当者などが連携し、生活再建に向け、相談・支援を行い、必要に応じて母子生活支援施設への入所に向けた支援を行います。
- ひとり親家庭の親、子が抱えるさまざまな悩みに対応するため、区保健福祉センター内の子育て支援室、保育所、幼稚園などの身近な相談窓口の充実を図るとともに、専門的相談機関としてのこども相談センター、男女共同参画センター子育て活動支援館の機能を充実します。
- ひとり親家庭等が必要な時に必要な福祉サービスを受けることができるよう、ひとり親家庭等サポートブックの発行、各種事業にかかるリーフレットの作成、各種事業のホームページへの掲載、ひとり親家庭センター事業の区広報紙への掲載等、さまざまな機会をとらえて広報周知に努め、利用促進を図ります。

### イ 生活困窮者自立相談支援事業による相談支援

- 仕事がない、借金があるなど生活にお困りの方については、生活困窮者自立相談支援事業（各区役所内に設置）の相談支援員が、複雑で複合的な課題も含めて広く受け止め、関係機関や地域のネットワークとも連携しながら、課題解決に向け包括的な支援を行います。

### ウ 母子・父子福祉センター「大阪市立愛光会館」における相談・情報提供

- 電話や窓口において生活相談を実施します。昼間、就業などにより相談できないひとり親家庭のために、夜間相談を実施します。

## **エ こどもへの相談支援**

- こどもが直接相談する窓口として、不登校やいじめ、対人関係や学習・進路、そのほかにも気にかかっていることを何でも気軽に相談できる電話教育相談「24時間子どもSOSダイヤル」を24時間365日開設しています。また、気軽に相談できる環境づくりを進めることを目的に「LINEによる相談窓口」を実施しており、こどもへの相談体制の取組を推進します。

## **オ 男女共同参画センター（クレオ大阪）における男性相談**

- 男性の抱えるさまざまな不安や悩みに対応した相談を実施し、ニーズに応じた情報提供を実施します。

## **カ 女性総合相談センターにおける相談**

- 女性総合相談センターでは、母子家庭をはじめ、女性の抱えるさまざまな不安や悩みに対応した相談を実施し、ニーズに応じた情報を提供するとともに、必要に応じ、弁護士や心理カウンセラー、キャリアコンサルタントなど、女性の専門家が相談を実施します。

## **キ 大阪市配偶者暴力相談支援センターにおける相談**

- 配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）・ストーカー被害者に対し、専門相談を実施します。

## **ク 人権相談機能の充実**

- 市民が気軽に相談できるよう、区役所の人権相談窓口を広く周知するとともに、地域の人権啓発推進員などと連携し、さまざまな人権侵害を早期に発見する取組を進めています。また、大阪市人権啓発・相談センターでは、休日や夜間にも対応できる専門相談員による人権相談を引き続き実施するとともに、電話等での相談受付や、区役所等における専門相談員による出張相談を引き続き実施します。さらに、同センターでは、必要に応じて、それぞれの人権課題に精通した弁護士から法的支援を受けるとともに、他の専門相談機関とのネットワークを活用しながら市民のサポートを行っていきます。

## **ケ ひとり親家庭等関係機関の連携**

- ひとり親家庭等に対する施策を関係機関が連携して総合的に推進するため、市レベルにおいて「こども・子育て支援会議ひとり親家庭等自立支援部会」を設置していますが、引き続き、関係機関の連絡調整、情報交換を積極的に行います。

## コ 地域のネットワークの構築

- 市、区、地域を単位とする3層のネットワークにより、援護を必要としている住民を支援する仕組み「地域支援システム」については、各区・各地域の実情に応じて再構築を図り、その仕組の中で、ひとり親家庭や、児童虐待のある家庭など特に支援を必要とする家庭のニーズ発見、見守り、専門性を備えた相談支援機関との連携などサポート体制の充実をめざします。
- 地域において、ひとり親家庭等に対する支援を行っている主任児童委員や児童委員、当事者団体、NPO法人、ボランティアなどの連携を強化し、地域での円滑で効果的な活動が進められるよう、情報提供や交流の場の提供など側面から支援します。

## サ 母子生活支援施設における地域連携及び相談支援

- 地域で生活するひとり親家庭等の様々な相談に応じるとともに、専門性と地域ネットワークを活用した支援を提供します。また、虐待等の理由により、母子分離に至る前や、児童養護施設等に入所した子どもが再び母と生活するにあたり、母子生活支援機能を活用して、母子を継続的に見守り、家族関係再構築を支援します。

## シ こども支援ネットワーク事業

- 地域における子どもの貧困などの課題解決のための取組の活性化と、社会全体で子どもを育む機運の醸成を図るため、地域で子どもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築します。

## ス 当事者活動への支援

- 親子の心の安定や自立・社会参加を促すため、ひとり親家庭同士の支えあいや交流を深める活動を行っている当事者団体やグループなどの活動を支援します。

## セ 地域団体や企業、NPO法人など民間団体との連携

- 多様化しているひとり親家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用することで、従来の行政による支援に加え、より幅広い層への周知等が可能となり、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進し、また、社会全体でひとり親を支えていく機運が高まるよう、「ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定」を進めています。

#### ゾ 人権啓発等の取組

- ひとり親家庭等が社会における家族形態のひとつとして理解されるとともに、個人としても尊重され、個性や意欲、能力を活かしながら自己実現を図ることができる社会を築くため、ひとり親家庭であることで、その親や子の人権が侵害されることがないよう人権教育・啓発の取組を推進します。

## 【区で取り組んでいる事業】

区においては、ひとり親家庭等の自立支援に関わって、地域事情や特性に応じた区独自の取組を展開しています。区の取組と市の取組が役割分担し、補完し合いながら、ひとり親家庭等への支援を効果的に推進していきます。

### 就業支援

実施区	事業名	概要
大正区	大正区版仕事と子育てが両立しやすい求人情報の発行	ハローワークやひとり親家庭サポーターと連携し、児童扶養手当現況届時に、無職の方へ区で作成したビラを交付し、就業支援を行います。

### 子育て・生活支援

実施区	事業名	概要
北区	民間事業者を活用した課外学習事業「キタ塾」	北区内の中学生を対象に、子どもの習熟に応じたきめ細やかな学習支援を実施し、基礎学力向上及び学習習慣の形成を図ることを目的として、民間事業者による課外学習教室を実施しています。
都島区	学習環境支援事業	学習や生活面で悩み・不安を抱えるこどもが、自主学習習慣を身に付けて学力を向上させられるよう、また生活面の悩みを解消して健全な生活を送れるよう、こどもの居場所運営にかかる団体等と連携して、サポートします。また、区内市立幼稚園1園に、発達障がいのある幼児を対象に発達障がいサポーターを派遣します。
福島区	小学生学習支援事業	区内の小学校5校を対象に、放課後週1回もしくは2回(1回あたり1時間)、民間事業者による学習支援を実施することにより、授業以外での学習時間の少ない児童に対して学習習慣を定着させる、学校の授業についていけない児童に学年を遡って理解させることをめざします。
福島区	区民センターでの民間事業者を活用した課外学習事業(福島区)	区内の中学生を対象に、基礎学力の向上等、子どもの習熟度に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図るため課外学習事業を実施します。
中央区	民間事業者を活用した課外学習支援事業（寺子屋ちゅうおう）	区内中学生を対象に、放課後等の学習機会を確保し、少人数制による個々の生徒の習熟度に応じた個別学習指導を行うことで、生徒の学習習慣の形成、基礎学力の向上に資することを目的に実施します。

実施区	事業名	概要
港区	民間事業者を活用した課外学習事業	港区在住の中学生を対象に、子どもの習熟に応じたきめ細やかな学習支援を行い、基礎学力の向上及び学習習慣の定着を図るため、大阪市立中学校の施設を利用し、放課後に民間事業者を活用して課外学習事業を行います。また、大阪市塾代助成事業を活用して参加できるようにすることで、受講者の負担軽減及び受講機会の拡充を図ります。
港区	サードプレイス事業	小中学生を中心に 20 歳以下の子どもを対象としたサードプレイスとしての子どもの居場所（エルカフェ）を毎月 1 回以上提供し、様々な学習活動や地域の人々とのつながりの中での交流を通し、コミュニケーション能力や人間関係形成能力をはじめとした生きる力・学ぶ力を育みます。臨床心理士による教育相談をエルカフェ開催に合わせて原則月 1 回実施します。
大正区	民間事業者を活用した課外学習支援事業	大正区内在住の中学生を対象に、放課後等の学習機会を確保し、少人数制による個々の生徒の習熟度に応じた個別学習指導を行うことで、生徒の基礎学力の定着、学力向上及び学習習慣の形成に資することを目的に実施します。
大正区	学習・登校サポート事業	学校の授業以外で学習機会の少ない生活困窮家庭やひとり親家庭の児童、不登校や病気による長期欠席等により、学習機会を逃した児童・生徒に、家庭や学校等で、学習支援や登校支援等を実施します。
浪速区	浪速区中学生の学力向上支援事業	区内市立中学校の生徒を対象に、放課後等の学習機会を確保し、少人数制による個々の生徒の習熟度に応じた個別学習指導を行うことで、生徒の学習習慣の形成、基礎学力の向上に資することを目的に実施します。
浪速区	浪速まなび支援事業	児童の学習習慣の定着や学習意欲の向上を図り、学力の向上につなげるために、放課後に各小学校内で宿題等の自主学習ができるよう指導員を配置します。
浪速区	浪速子育て支援事業	人口異動が激しく地域のふれあいが希薄である、外国語を母語とする保護者が多いという当区事情をふまえ、妊娠期～乳幼児期までの孤立しがちな子育て層に、出会いやふれあいの場を提供します。
浪速区	専門的家庭訪問支援事業の延長	特に育児に不安を抱える保護者に対し、助産師が 3 か月健診以降 1 歳 6 か月児健診までの保護者宅を訪問し育児相談・技術的支援等を実施します。

実施区	事業名	概要
浪速区	ワンオペ育児世帯へのアプローチ事業	隙間時間でも情報を得られるようSNSのなかでも子育て層に身近な「LINE」を活用し、行政情報だけではなく当事者が共感できるような当事者のニーズに基づく編集・取材等により情報発信を行います。
浪速区	フードドライブ・クロスドライブの取り組み	資源の有効活用の促進、循環型社会の構築及び廃棄物の発生抑制並びに生活に必要な支援など、誰一人取り残さない、持続可能な社会構築を目指して家庭・企業において不要になった物品の譲渡及び譲渡の場を提供します。
淀川区	要支援家庭に対するサポーター派遣事業	「エンゼルサポーター派遣事業」の利用期間終了後も、継続して福祉的な支援が必要な家庭に対し、出産後概ね1歳6か月まで、50時間を上限にサポーターを派遣し、家事援助や育児相談を行います。
淀川区	よどっこ子育て相談事業	核家族化や、地域のつながりの希薄化で、閉鎖的な環境で子育てをする世代の中には、子育てに対して不安感や負担感を抱く保護者が増えており、そのような保護者や児童を対象に様々な相談業務や児童虐待対応業務を行います。
淀川区	子ども未来輝き事業	生活困窮家庭において、子ども自立支援員等が掘り起こした小中学生に対し、きめ細かい学習指導、体験学習、キャリア教育を実施します。これらの取組により子どもたちの高校進学を後押しし、大学進学等の目標を見据え将来の就労の選択肢を広げることで貧困の世代間連鎖を断ち切ることをめざします。
淀川区	専門的家庭訪問支援事業の延長	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題で子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子どもが概ね1歳に達するまで、助産師が訪問し、具体的な養育に関する指導・助言等を行います。
淀川区	訪問型病児保育(共済型)推進事業	保護者が就労していること等の理由により、子どもが病気のときに保育を必要とする家庭に対し、利用登録者が拠出する会費をベースに運営する共済型の訪問型病児保育サービスを提供します。
東淀川区	東淀川区中学生勉強会事業	生活困窮状態にある世帯で育ち、対人関係の問題や不登校傾向のある中学生等を主な対象者として、自尊感情を育成し、意欲喚起を促す「居場所」と、高校進学を実現し、中退を防止する「基礎的な学力を形成する場」を兼ね備えた勉強会を実施します。
東成区	民間事業者を活用した課外学習事業	区内の中学生を対象に、民間事業者を活用し、基礎学力の向上等、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成をめざして課外学習会を実施します。

実施区	事業名	概要
東成区	子育てネットワーク構築支援事業	「ひがしなりっ子すくすく・つながるクラブ」ではマタニティ、就学前の子どもの家庭を対象に無料で登録し、会員カードを地域の主任児童委員が家庭に届けることで、地域のつながりづくりを行います。また、子育てサークルや子ども・子育てプラザ、子育て支援センターの利用が、カードを提示することで簡単にできます。事業に協賛する店舗でカードを提示すると、割引や特典などを受けることができ、店舗も含めた地域全体で子育てを応援する仕組みです。大阪府のまいど子でもカードや、すくすくかんさいのマークのあるお店でも割引や特典などが受けられます。また、子育て家庭同士のつながりづくりの場であるイベントの開催や、各種子育て相談情報を掲載した「ひがしなり子育て安心ブック」を発行し、子育て家庭の不安・悩みの解消にも取り組んでいます。
生野区	生きるチカラを育む課外授業	中学校で放課後に塾等民間事業者による課外授業を行なうと同時に、ロールモデル(青少年に対する見本)となる大学生等による悩み・進路相談を実施することで、将来の夢や目標の具体化のための、学ぶ大切さへの気づきを促し、進路選択等について、生徒が具体的に考えられるよう支援します。大阪市塾代助成事業を活用して参加できるようにすることで、受講者負担の軽減及び受講機会の拡充を図ります。
生野区	民間事業者等を活用した課外授業 「いくの塾」	生野区内に在住し、大阪市立中学校に在籍する生徒を対象に、学習習慣の定着、基礎学力向上の取組として、中学校等の施設を利用し、放課後に塾等民間事業者による課外授業を行います。また、大阪市塾代助成事業を活用して参加できるようにすることで、受講者負担の軽減及び受講機会の拡充を図ります。
生野区	専門的家庭訪問支援事業（期間延長分）	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、概ね1歳までの間、助産師による養育に関する具体的な指導・助言等を訪問により実施します。
旭区	あさひ子育て安心ネットワーク事業	「旭区の子どもを地域全体で見守る!!」を合言葉として旭区内の子育て支援機関、団体等が連携し、子育て支援に係る様々な課題についての情報共有や意見交換を行うことにより、未就学児の健やかな育ちを応援します。また、「あさひキッズカード」を未就学児に配布し、子育て関係機関が情報を共有することで総合的な子育て・子育て支援ツールとして活用します。

実施区	事業名	概要
旭区	ノーバディーズ・パーカー・プロジェクト・プログラム	子育て中の母親を対象に、安心して子育てについて話し合える場を提供し、その中で孤立感から脱却した母が子育てに積極的に向き合えることを主眼に「自分にあった子育て」を考える学習とサポートを実施します。
旭区	あさひ学び舎事業	様々な家庭要因により、学習・生活習慣が十分身についていない中学生に対して、学習支援やコミュニケーショントレーニング・調理実習等を行い、高等学校・専門学校へ進学させ、生活力を身に付けさせることを目指します。また、本事業に参加する高校進学者に対して、高校を中退させないための学習・相談・居場所作り支援を行います。
旭区	中・高生自立育み事業	生活困窮世帯の子どもは、様々な家庭要因により、職業観や就労に対する意欲、また責任感が希薄である傾向が見られます。そのような子どもたちが将来を生き抜く力を備えるべく、中学生、高校生に対し、社会の様々な分野で活躍する職業人と接する機会を提供し、働く現場の雰囲気を感じることで情操面での成長を促し、自立した社会人の育成をめざすことを目的とします。
旭区	専門的家庭訪問支援事業	出産後間もない産後うつ、育児ノイローゼ、育児ストレス等の問題により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭に対して、生後1歳になるまで助産師による訪問を実施します。
旭区	こども食堂支援事業	貧困世帯などの子どもに食や居場所の提供を行っているこども食堂への支援として、学習機会の提供及び食育などを行うことで、子どもたちの自己肯定感を高め、しっかりと生き抜く力を育む取組を進めます。
旭区	民間事業者を活用した課外学習事業(旭塾)	旭区在住の中学生を対象に、子どもの習熟に応じた少人数制個別指導により、基礎学力向上及び学習習慣の形成を図るために、区内市立中学校の放課後等に施設を活用し、民間事業者による課外学習事業を実施します。また、「大阪市塾代助成事業」を利用し受講可能とすることにより、利用者の負担軽減及び受講機会の拡充を図ります。
旭区	学力アップサポート事業	旭区在住の小学生を対象に、放課後の空き教室を活用して、指導員を配置し、児童の学習を支援し、児童の学習習慣の定着、つまずきの解消及び学力向上をめざします。
旭区	旭ベーシックサポート事業	旭区在住の中学生を対象に、放課後の空き教室を活用して、学習支援員による宿題・復習サポートを集団又は個別に実施し、自主学習習慣を身に付け、基礎学力の向上を図ります。

実施区	事業名	概要
鶴見区	民間事業者を活用した課外学習事業	区内の中学生を対象に、学習塾等の民間事業者を活用した課外学習の場を設置し、基礎学力の向上など、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図ります。
阿倍野区	阿倍野区こどもの「生きる力」を育む事業	「貧困の連鎖」を断ち切るため、生活困窮世帯の中学生等を対象に高校進学に必要な基礎学力の形成・学習習慣の定着に向け、少人数制の個別指導による学習支援を行うとともに、社会体験・キャリア教育等を提供することで、こどもの「生きる力」を育み、将来における一人ひとりの社会的・職業的自立につなげます。
阿倍野区	民間事業者を活用した課外学習事業	放課後の学校施設内（区内中学校（2校））に、学習塾等の民間事業者を活用した課外学習の場を設置し、基礎学力の向上等、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図ることを目的とします。
阿倍野区	不登校児などの相談支援事業	子どもの社会参加の促進と保護者の負担軽減を図ることを目的に、臨床心理士等の資格を有する心理相談員がこども相談センターや学校等と連携をとりながら、不登校や発達障がいなどの専門的な相談や、不登校児の多い学校への訪問、区役所内での「居場所」の開設を行います。
阿倍野区	児童虐待防止対策等の促進	児童虐待の防止・早期発見・アフターケアの各々の段階に応じた施策を総合的に展開するため、児童福祉関係各機関により協議会を構成し、その運営を行います。令和2年度から、園や学校、家庭等への積極的なアウトリーチ（訪問支援）により潜在的に虐待リスクの高い家庭等の早期発見、早期対応を行う事業を始め、DV被害者の迅速かつ安全な保護及び各種法制度の利用に関する援助などの自立支援を行います。
住之江区	住之江区基礎学力アップ事業	区内中学生の基礎学力アップを目的に、放課後の中学校校舎を活用した民間の塾事業者等との連携による課外授業を行います。また大阪市塾代助成事業を活用することで、受講者負担の軽減や受講機会の拡充を図ります。
住之江区	放課後学習チャレンジ教室事業	区内小学校に在校する児童のうち学力等学校生活に課題のある児童（こどもサポートネット）を対象に、放課後等に学習サポーターを派遣することで学習指導を行います。
東住吉区	東住吉区民間事業者を活用した課外学習会（学習塾などでしこ）	東住吉区内の中学生を対象に、各生徒の習熟度に応じたきめ細やかな学習支援を実施し、基礎学力向上及び学習習慣の定着を図るために、課外学習会を実施します。また、勉強が本格化する小学校の中・高学年を対象に、小学生期における学習のつまずきの解消や基礎学力の向上、学習習慣の定着化を図るとともに、中学生期における学習活動にスムーズに移行できるよう、課外学習会を実施します。

実施区	事業名	概要
西成区	基礎学力向上支援事業（西成ジャガピースクール）	区内の小学校3・4年生を対象に、夏休みや平日の放課後及び土曜日を利用し、基礎学力の中心となる国語・算数を中心に学習支援を行い、学ぶことの大切さや楽しさを実感することで学習意欲を高め、基礎学力の向上と学習習慣の定着をめざします。
西成区	西成区こども生活・まなびサポート事業	西成区内の小中学校にこども生活・まなびサポーターを配置し、児童生徒の課題解決に向け「電話や家庭訪問による登校支援」「既存施策への利用勧奨」等、個々に応じた寄り添い型の支援を行うことで学びの場への定着につながるよう取り組みます。
西成区	西成区基礎学力アップ事業（西成まなび塾）	西成区の教育環境を充実させるため、塾等の民間事業者による中学校校舎等の公共施設を活用した課外授業（補習）を実施することで、区内の中学生の基礎学力アップおよび居場所づくりをめざします。また、塾利用者に対しては選択肢の増加・塾代の低額化等のメリットが期待でき、もって塾代助成事業の利用率を向上させ、学力向上につなげます。

### サポート体制の充実

実施区	事業名	概要
北区	子どもの居場所づくり支援事業	不登校やひきこもりの子どもたちに、学校や家でもない「居場所」を、悩みを抱え込んでいるその保護者たちには、その思いを共有できる「親たちの居場所」を設けます。「学習支援」、「食の教育」などを通じて、孤独になりがちな世帯への長期的な支援を行うことで、誰もが社会参加できるような地域づくりを進めることをめざします。
中央区	ひとり親家庭サポーター相談案内	児童扶養手当現況届送付時にひとり親家庭サポーター相談の案内ビラを同封し周知を行い、現況届受付時に希望者に対してサポーター相談を行います。
東成区	ひとり親家庭サポーター相談案内	ひとり親家庭サポーター相談案内ビラを児童扶養手当現況届送付時に同封し、事業の周知をはかります。
平野区	ひとり親家庭サポーター相談案内	児童扶養手当現況届送付時にひとり親家庭サポーター相談の案内ビラを同封し周知を行い、現況届受付時にビラを回収し相談希望者には相談希望日にサポーターが相談を行います。